

委員提出資料

目次

- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P. 1
- 尾上 正史 委員提出資料 . . . P. 3
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P. 5
- 高谷 俊英 委員提出資料 . . . P. 23
- 戸巻 聖 委員提出資料 . . . P. 24
- 三日月 大造 委員提出資料 . . . P. 25
- 宮田 裕司 委員提出資料 . . . P. 27

2023年10月11日

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会（第2回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

1. 中高生と赤ちゃんの触れ合い体験事業について

資料1の地域少子化対策重点推進交付金の中に拡充と入っておりますが、多くの中学校等と連携して実施されることを期待しています。中高生が乳幼児とリアルに触れ合うことで、生徒が赤ちゃんの柔らかさや重さを実感し、赤ちゃんが感じていることに思いを寄せ、「赤ちゃんをあやしケアできる自分の発見」「自身の成長に親や周りの大人が関わってくれたことの確認」「子育てしやすい社会について考えてみる機会」となった等多くの報告があります。とても重要な事業ではありますが、私たち地域子育て支援拠点に学校側から依頼があっても特に予算措置がされておられません。各自治体が補助金を活用し、事業が全国で実施されるよう普及啓発をお願いします。

2. 地域子育て相談機関について

児童福祉法改正にもとづき設置の努力義務化が図られる地域子育て相談機関については、中学校区を目安とし気軽に相談できる身近な相談場所としてこども家庭センターとの綿密な連携を図るとされています。相談は信頼関係がなければ難しいことから、まずは日常的に通える場所で「困り感」をキャッチできる体制がすでにできている地域子育て支援拠点等での実施が望まれると思います。また同時に、妊娠期に全数面談する母子保健からのプッシュ型の情報配信やつなぎも含めて、伴走型相談支援との連携強化も求められると考えます。

3. こども誰でも通園制度（仮称）について

事業者については、市町村が幅広い事業者を指定する仕組みを想定となっています。しかし、現状の一時預かり事業においても、職員配置等条件を満たしながらも市町村に指定されていない事業者があります。実績があり条件を満たす事業者が排除されない仕組みとなるよう是非お願いします。

地域子育て支援拠点においても、現在一時預かり事業がおこなわれていますが、以下のようなメリットがあり、家庭の身近な伴走者としてこども誰でも通園制度（仮称）の事業対象として試行的事業に位置付けていただきたいと考えます。

- ・拠点は就園前のこどもと子育て家庭を対象としているため、こどもの発達や子育て家庭のニーズに対応する基本的考え方、スキルを身に付けており、対象児童、家庭との関係性ができている。一時預かり利用前後のサポートも行いやすい。
- ・通常通り慣れた場での一時預かりのため、親子の負担が少ないケースが多い。
- ・保護者は、他のこどもの預かりの様子を見て、自分のこどもを預けることのハードルが下がる。

- ・親子の交流の場で預かる場合、他の利用者も子ども同士を遊ばせたり、あとでその保護者に「よく遊んでいましたよ」等声をかけて、利用者同士の支え合いにつながることもある。
- ・保護者は、リフレッシュの理由で申請がしやすい。
- ・保育者は、子どもを預かることでより家庭の状況を把握しやすくなり、保護者と共に子どもの理解者、伴走者となることができる。保育者と拠点スタッフの連携により深く家庭を理解した支援が可能となる。日常の居場所で親のエンパワメント含め、継続した支援を行うことができる。

4. 今後の子ども・子育て支援予算確保や世代を超えた理解促進に関して

今後集中的に子ども関連予算を拡充していくために、世代を超えた理解と共感が求められます。事業内容や事業規模、またそれに伴う予算の確保について、全世代社会保障構築の観点から政府をあげての世論の喚起、わかりやすい説明が必要です。

さらに、全世代の方々にご理解の促進のためには、「子どもまんなか社会」の実現がすべての世代にとってのウェルビーイングにつながる社会、大きな価値転換であることについてお伝えし、財源の確保方策についても国民全体の理解を得ることが重要だと考えます。

第2回子ども・子育て支援等分科会 意見書

全日本私立幼稚園連合会
副会長 尾上正史
代理出席者 水谷豊三

①処遇改善について

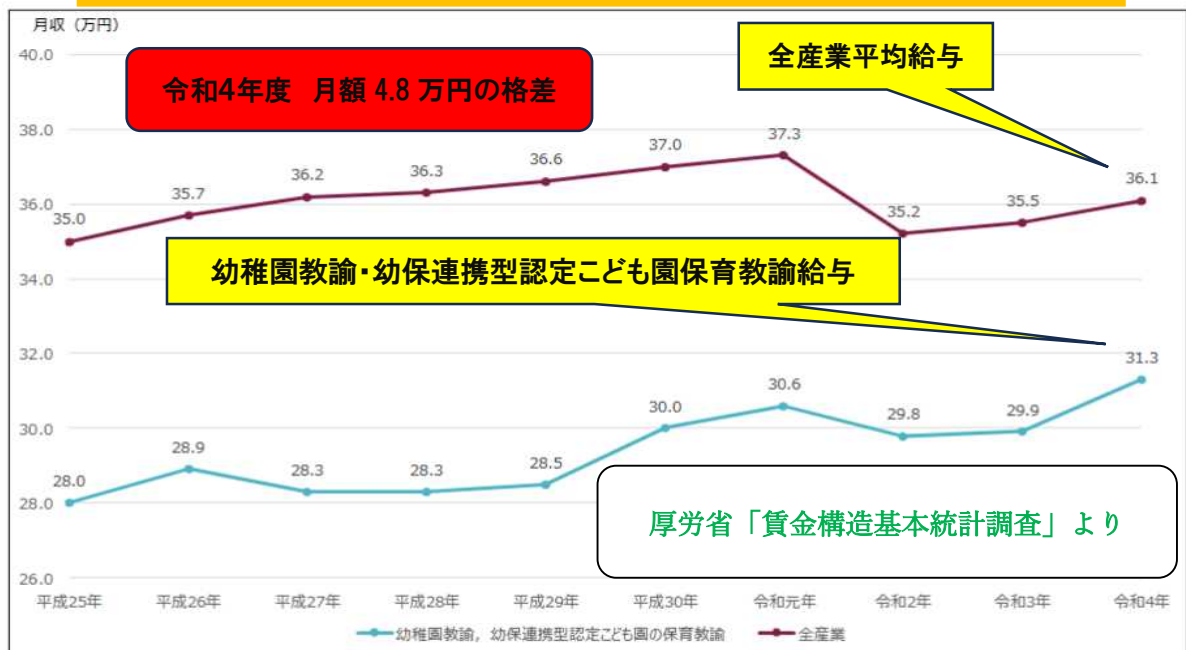
子どものための教育・保育給付および子育てのための施設等利用給付交付金の予算確保のための概算要求に尽力いただきありがとうございます。

お陰様で処遇改善も一定の改善が進んでいますが、幼稚園教諭・幼保連携型認定こども園保育教諭と全産業平均の給与格差は令和4年度において月収で未だ4.8万円の格差となっています。 **資料1**

人材確保を安定的に進めるには給与格差の是正に今後ともご配慮いただきますようお願いいたします。

資料1

幼稚園教諭・幼保連携型認定こども園保育教諭給与と全産業平均給与の推移



(出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

(注1)「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞與其他特別給与額」の1/12を足した額。

(注2)「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法

によって6月分として支給された現金給与額(基本給、職務手当、精進動手当、通勤手当、家族手当などを含むほか、超過労働給与額も含む)のこと。

(注3)「年間賞與其他特別給与額」とは、昨年1年間における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)をいう。賞与、期末手当等特別給与額に

②こども誰でも通園制度(仮称)の予算編成について

こども誰でも通園制度(仮称)の試行的実施における予算編成は事項要求となっていますが、各自治体が幼稚園も含めた複数の事業者において、積極的に試行的取り組みを実施できるよう十分な予算確保をしてください。

③こども誰でも通園制度(仮称)の試行的実施対象施設について

新しい試みでもある本制度の試行的実施については、認定こども園・幼稚園・保育所という多様な施設種別がその特性を生かして試行することが意義ある成果につながると思います。

つきましては市町村に対して、要件を満たす施設については、多様な設置種別に偏りなく受入れができるような条件付けをして実施し、その結果を検証していただくようお願いいたします。

また、保護者のニーズに合わせて、子供だけの預かりのみならず、親子一緒での活動や、子供を預かる間に保護者が別室で子育て相談を受けるといった、多様な子育て支援活動が対象となる制度として建付けできるように検討していただきますようお願いいたします。子育ての第一義的責任を家庭に求めるのであれば、受領サービスの選択肢は保護者と提供施設の直接交渉・契約によるものであるべきと考えます。

④保育所等という表記について

過去に2度提案させていただいていますが、保育所等という表記はこども家庭庁に移行した現在、認定こども園・幼稚園・保育所等という表記が国民的視点から最もわかりやすいものであると思います。

マスコミ等の表現もそのように変わっていくことが行政及び市民一般にも理解しやすい表記であると思いますので、少し時間がかかっても是非変更していただきますようよろしくようお願いいたします。

また、保育士等の表記に含まれる幼児・保育業務従事者は具体的にどのような範囲を示しているのか御教示ください。

⑤保幼小の架け橋プログラムについて

本年度は3か年の取り組みの2年目であるが、あまり周知されていないようで、教育委員会や小学校にこの取り組みが伝わっていない地域が少なくないと思われます。

認定こども園・幼稚園・保育所および小学校に広く周知啓発いただくよう、文部科学省はもとよりこども家庭庁においてもご尽力ください。

⑥令和5年4月待機児童数調査について

本調査データから、大部分を占める自治体において待機児童は解消されており、また待機児童が生じている自治体においても人材不足に起因するものという結果が伺えます。そのような現状を踏まえ、自治体にとって効果的かつ具体的な提案を行っていただきたいと考えます。少子化の中では、新たに保育施設を新設して税金を永続的に投入するというより、保育士確保に向けた措置や対応を行っていくことこそが、行政にとっても利用者にとっても有益であると考えます。

⑦子ども・子育て支援加速化プランに基づく制度

こども未来戦略方針において、幼児教育・保育については量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこととされており、設置種に限らずどの幼児教育・保育施設でも質の向上を図っていくべきと考えます。そのような中で、小規模保育事業の年齢範囲を拡大するにあたっては、職員資格の要件も含めて、保育所・認定こども園の認可基準を満たすことを前提とするべきであると考えます。いずれにしてもどの施設においても「幼児教育・保育の質」を犠牲にすることなく、子供を安心・安全に預かる環境が提供されるべきと考えます。

なお、教諭・保育士不足という雇用問題への対応としての保育担当者の資格要件緩和やその際の質を担保する条件などは別の場で議論するべきであると考えます。

以上



意見書

-こども誰でも通園制度に関する
全国アンケート結果の共有-

2023年10月12日

全国小規模保育協議会

「こども誰でも通園制度」創設に向けて

こども未来戦略方針（p. 17）¹

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず**時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「**こども誰でも通園制度（仮称）**」）を創設する。



「こども誰でも通園制度」の創設に際し、
データとエビデンスなしで政策を進めるべきではないため
現場の声を集めてきました。

- 6 -

〈速報〉

こども誰でも通園制度の課題・ニーズについて 全国の園長に調査しました

・アンケート実施主体：認定NPO法人フローレンス

・調査方法 インターネット調査

・調査対象 全国の保育事業者（経営者、園長、事務局スタッフ等）

・調査時期 2023年9月22日～10月6日

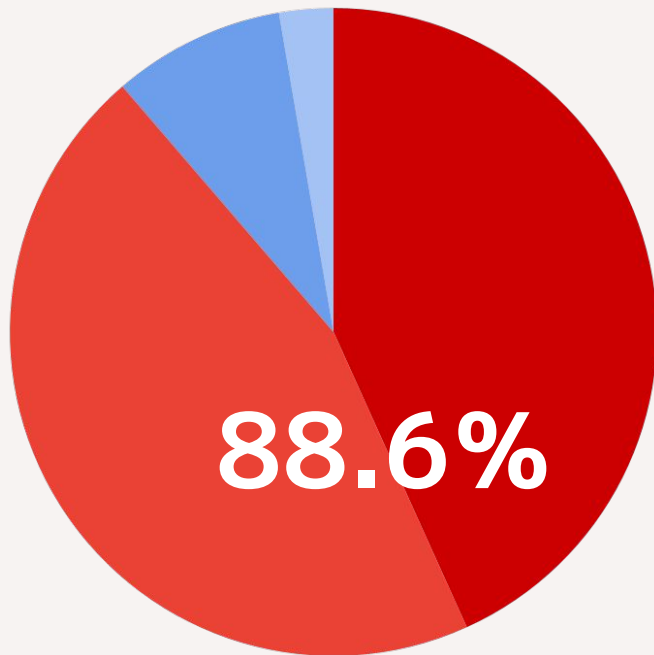
・回答数 405人

— 7 —

調査結果サマリー | アンケート調査

定期利用の受け入れを望む声が約 9 割

〈定期的に子どもが通園する「定期利用」と、一時預かりのように様々な利用頻度で通園する「自由利用」どちらをより積極的に受け入れたいですか〉



- ・ 定期利用
定期的に子どもが通園する利用方法
- ・ 自由利用
一時預かりのように様々な利用頻度で通園する利用方法

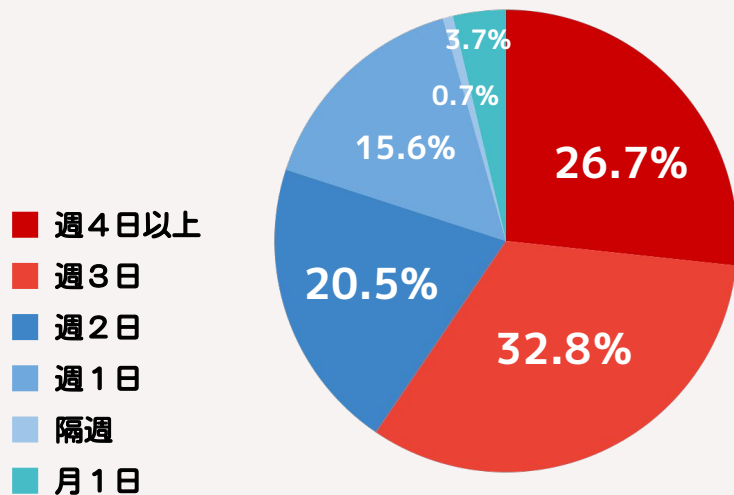
- 定期利用
- どちらかといえば定期利用
- 自由利用
- どちらかといえば自由利用

調査結果サマリー | アンケート調査

子どもの育ちを第一に考えると、
「週3日以上」「1日3時間以上」の利用を望む声が多い

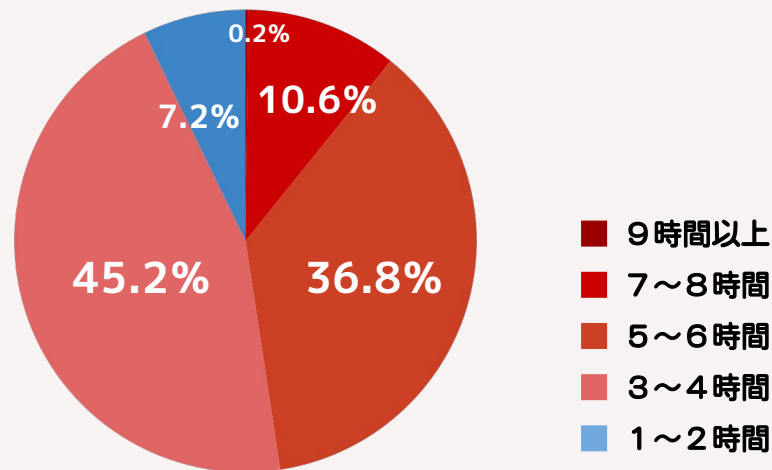
〈望ましい利用頻度〉

週3日以上が約6割



〈望ましい利用時間〉

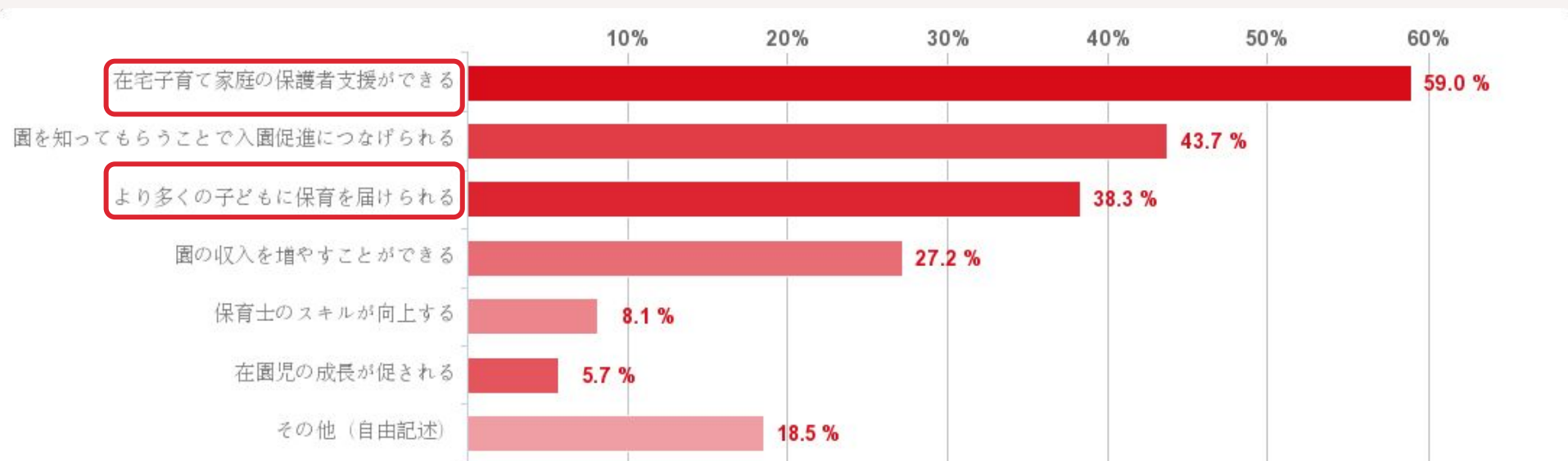
3時間以上が約9割



調査結果サマリー | アンケート調査

在宅子育て家庭との接点創出に期待を寄せる声も大きい

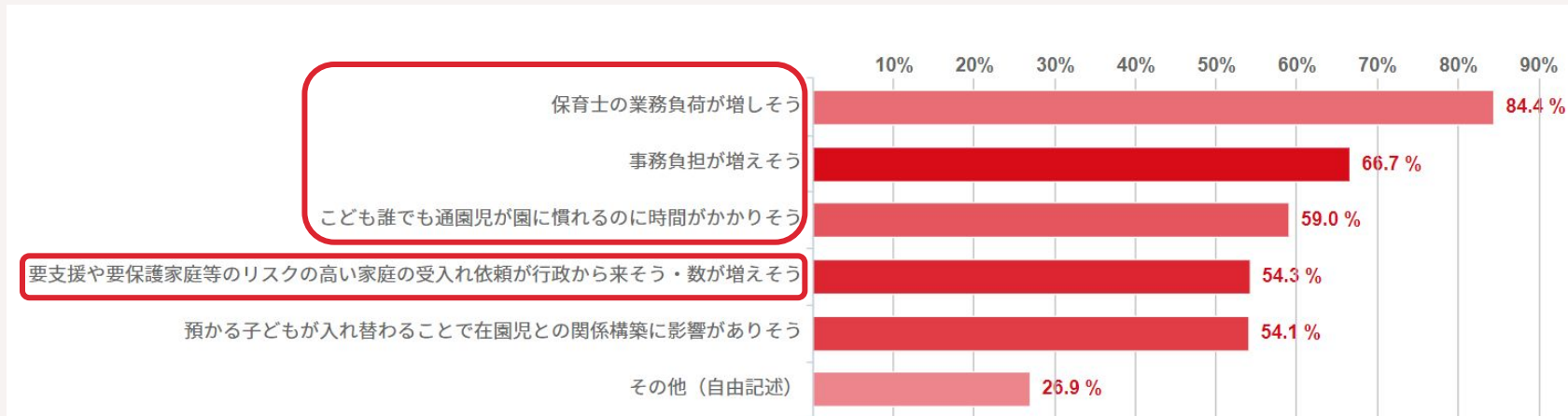
〈こども誰でも通園制度に期待すること〉



調査結果サマリー | アンケート調査

業務負荷・事務負担増加に加え、 要支援・要保護家庭の受け入れなどに不安を感じている

〈こども誰でも通園制度に不安を感じていること〉



調査結果サマリー | アンケート調査

要支援・要保護家庭の受け入れに際しては、 「保育料の追加補助」「継続的なフォロー」を望む声が多い

〈要支援や要保護家庭等のリスクの高い家庭の受け入れ開始もしくは数が増えた場合、必要なサポート〉



現場からの声（抜粋）

企業主導型保育所なので仕事をしている必要がありますが、**定員に空きが出て来ているため所轄が許せば、多くの園児を受け入れたい**と考えています。



（期待することは）

就労の有無や複雑な条件によらず子どもを預けられること。誰でも安価で利用できること（収入が多いからといって過剰な負担をさせる仕組みにはしない）。預かる側にも金銭的メリットが生じるようにすること。保育者の配置基準を見直すこと。子育て支援と少子化対策の予算を増やすように政治に働きかけること。



まだまだ情報不足で、言葉が独り歩きしている感が否めない。当園も定員割れを起こしており、本制度への期待も大きい。一時預かりとの違いがよく判らない。



アンケートを踏まえた提言

1. 6 類型のうち①③⑤を推奨パターンにしてください

現場アンケートでも、**定期利用の受け入れを望む声が約9割**。
6 類型の中でも「定期利用中心」の①③⑤が望ましい

こども家庭庁の6 類型

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

「各自治体が6 類型から選択可能」とすると、自治体によっては負荷軽減のために**一部の類型に限定して導入**する恐れがある。



あくまでも①③⑤の定期利用中心がデフォルトであって、②④⑥の自由利用も選択可能、という示し方に。

2. 月20時間以上の利用を可能にしてください

「定期利用」を前提に考え、週1回5時間（月20時間）以上の利用を可能にすべき

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
		5時間 以上				

✖ 4週 = 月20時間以上

現場アンケートでも、「週3以上」「1日3時間以上」の利用を望む声が多い。

=月あたり36時間

子どもの育ちへの伴走、親への伴走、虐待防止等のためには、
月20時間以上利用できるようにする必要がある。

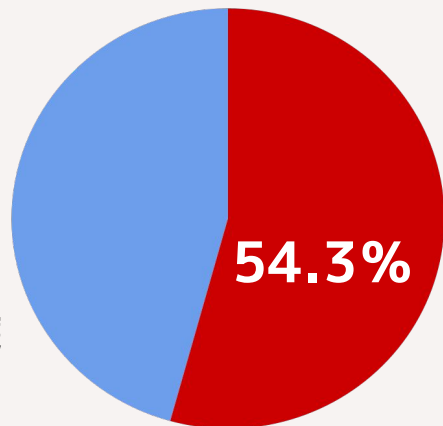
少なくとも高リスク家庭・多胎児家庭^{向け}でも長時間利用可能な仕組みに。

3. 高リスク家庭を預かるインセンティブがある仕組みにしてください

高リスク層は無料もしくは安価で、かつ事業者はむしろ高リスク層ほど預かりによる収益が高くなる仕組みに。

要支援・要保護家庭の受け入れに不安を感じている保育事業者が**過半数**

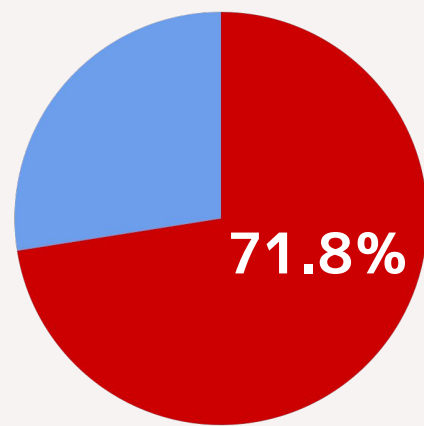
〈こども誰でも通園制度に不安を感じていること〉
※複数回答



■ 要支援・要保護家庭の受け入れ

「保育料の追加補助」を求める保育事業者が**7割以上**

〈高リスク家庭の受け入れ開始もしくは数が増えた場合、必要なサポート〉 ※複数回答



■ 追加補助

4. 要支援家庭対応のための園向けサポート体制を確立してください

アンケートの結果からも、要支援家庭等への対応のサポートを望む声が多い。
支援職による園向け研修やサポートの仕組みが必要。

〈要支援や要保護家庭等のリスクの高い家庭の受け入れ開始もしくは数が増えた場合、必要なサポート〉 ※複数回答



ノウハウがない保育園・保育士であっても、支援職から研修やコンサルティングなどのサポートを受けることで、要支援家庭に対応できる。

5. こども誰でも通園制度の勉強会を開催してください

現場アンケートでも、制度の理解が不十分なために不安を感じる声が多い。
こども家庭庁主催で、モデル事業を実施する自治体の保育事業者を集めた
勉強会の開催を。

〈現場アンケート 自由記述欄より抜粋〉

- まだまだ**情報不足**で、**言葉が独り歩き**している感が否めない。
- 現在の**一時保育と何が違うのか**が正直分かりません。
- 実際にどのような援助を国がしてくれるのか、**目的や対応**をどうするのか、明確化されていない所が多いと感じます。
- **制度の詳しい内容**を早めに理解したいです。
- 定期利用になった場合、**保育ノートの記入、児童票等**はどのように扱われるのかわからない。



実際にモデル事業を実施した保育事業者の生の声を聞く機会があれば、
保育事業者の理解促進と不安解消に。

(参考) 認定NPO法人フローレンス こども誰でも通園制度の社内勉強会・相談会

・主な質疑応答 (モデル事業実施園の保育士が、未実施園の保育士の質問に回答)

Q ◎保育士の負担が増すのではないか。

実際の預かりについては、そんなに大きな負担と感じていません。自園は19名定員なので、1日19名預かる前提で配置しています。預かり方の違いによらず、19名までは配置の中で工夫してやる、という前提で園長がスタッフとコミュニケーションを取っています。

Q ◎モデル事業のお子さんに手をとられることで、在園の子が寂しい思いをすることは。

よくある、日常のこと。いつも以上に声掛けしたり工夫しています。モデル事業のお子さんは「XX先生がいい」と泣いているわけではないので、スタッフを変えたり。書類上の担当は決まっていますが、色んなスタッフがすべてのお子さんとコミュニケーションをとっています。

Q ◎通常と、空き定員枠を利用した定期預かりの子の保育を同じ部屋で行うイメージがどうしても湧かない

途中入園をイメージするといいかもかもしれません。預かり方が本来と違うだけであって、保育の内容に支障はでません。定期預かりのお子さんも一時預かりのお子さんも在園児もそれぞれの様子や対応が個別であるので、定期預かりや一時預かりのお子さんがきたから午睡ができなかったとか、食事対応ができなかったという話はされてないです。

(参考) 認定NPO法人フローレンス こども誰でも通園制度の社内勉強会・相談会

モデル事業実施園の保育士から具体的な話を聞いたことで、
制度に対する見方が前向きになったとの意見が多数。

・勉強会後の感想（モデル事業未実施園の保育士より）

新しいことをやることは不安もあったが（モデル事業実施園の保育士の）
話を聞いて安心した。



子どもが寂しがるとはという点を心配していたが、**新入園児の受け入れ時と同じ、
通常の保育でもあることだ**と思えた。
そういった機会も子どもの成長の後押しになればと感じる。



特定非営利活動法人

全国小規模保育協議会

「こども誰でも通園制度」（仮称）案について

下記の項目について意見を申し上げます。

- 補助基準上一人当たり「月10時間」の上限の引き上げ
1号認定子どもと同程度の保育時間の確保が必要
- こどもの育ちを支える観点から利用方法を「定期利用」中心に
単なる「預かり」ではないこどもの育ちを支えることを目的とすべき
- 制度実施にかかる安定的な運営費の確保
人材の確保、適切な保育環境の提供のための安定的な運営費を
- 当制度による保育実施にかかる「保育指針」
こどもの育ちを支えるための「指針」・「要領」が必要
- 児童福祉法24条（市町村の保育実施義務）と当制度が保護者との
直接契約を想定していることとの関係
虐待防止や支援の必要な家庭の早期発見のためには行政が直接関与すること
も必要
- 虐待防止との関係
虐待死が出産直後の0歳児に多いことから、当制度も含めた子育て家庭支援
の妊娠期等からの早期実施が必要

令和5年10月12日

公益社団法人全国私立保育連盟

常務理事 高谷俊英

意見書

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会

戸巻 聖

1 最低賃金引き上げに伴う公定価格の見直しについて

10月1日に実施された最低賃金の引き上げに伴う、公定価格の見直しについて速やかに対応を行っていただけるようお願いを申し上げます。

短時間勤務の保育教諭は所得制限がある場合が多く、賃金の時間単価引き上げに伴い勤務時間が短縮されてしまう事は明白であります。短くなってしまった勤務時間分の職員数確保に掛かる費用等の委託費、及び人件費の上昇に伴う公定価格の見直し対応をお願いいたします。

2 物価上昇に伴う物価高騰対策について

今般、総務省統計局（2023年8月18日公表）による、「2020年基準消費者物価指数 全国 2023年（令和5年）7月分」にて

- (1) 総合指数は2020年を100とした場合105.7（前年同月比は3.3%の上昇）
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は105.4（前年同月比は3.1%の上昇）
- (3) エネルギーを除く総合指数は104.9（前年同月比は4.3%の上昇）

上記の統計結果でも分かるように、日本の物価指数は上昇を続けております。また、農林水産省統計による食料の消費者物価指数は2020年を100とした場合に、2023年7月は113.4と13.4%上昇しているが、現在の食料品の高騰はそれを超えるものであると共に、施設においても、いかに子どもたちの摂取するエネルギー、栄養値を低下させることが無い様に努めると共に、なおかつコストを抑えるための努力をしながら園運営を行っている状況である。

また、自治体独自で対策を実施しているところもあるが、財政の豊かな市町村、財政の厳しい市町村で子どもたちの受ける保育・給食のサービスに差がないように、国レベルの更なる物価高騰対策を期待します。

3 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた改正に関する事項について

令和元年12月の子ども・子育て会議取りまとめにおいて、「令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はない等、(中略)特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき」とされていると共に、日本全国においては現在もなお保育教諭不足の状態が続いていることは深刻な問題となっております。特例制度の更なる延長と、検討会におきましては、現場の意見が反映される委員会設置等の配慮をお願いいたします。

第2回子ども・子育て支援等分科会 意見書

滋賀県知事 三日月 大造
(全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長)

6月に決定された「こども未来戦略方針」において、今後3年間の集中取組期間で実施すべき子ども・子育て支援加速化プランや、追加の予算規模をおおむね3兆円半ばとすることなどが示されたが、施策の具体化や財源確保の枠組みは年末に結論を出すこととされている。

8月に公表された国の令和6年度予算概算要求においても、子ども・子育て支援施策の多くは事項要求として予算編成過程で検討することとされており、加速化プランの詳細や事業規模は未だ不透明な状況にある。

子ども・子育て政策の強化に向けては、財源の安定確保はもとより、施策の実効性を高めることが重要であることから、特に以下の項目について意見を提出する。

1 幼児教育・保育の質の向上とそれを支える職員体制の充実

- 保育所や幼稚園、認定こども園等における事故や不適切事案が依然として発生しており、背景には、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が余裕をもって保育等に当たることができる環境でないことが一因であると考えられる。
- また、保育所等の受け皿拡大により待機児童数は減少傾向にあるが、本県でも保育士等の不足を理由に定員まで児童を受け入れられず、待機児童が発生している地域もある。
- 質の高い幼児教育・保育の実現に向けては、保育士等の人材確保はもとより、自らの専門性や資質を高められるよう、研修機会を十分に確保することが重要であり、そのためにも職員体制の強化が必要不可欠である。
- また、離乳食や食育指導に加え、アレルギー除去の対応が求められる中、調理員配置への支援の充実を求める声も聞いており、運営努力により基準を超えた配置を行っている施設への支援も必要である。
- 加速化プランでは、保育所等における1歳児および4・5歳児の職員配置基準の改善や保育士等の更なる処遇改善の検討が示されているが、これらを早期に実施し、職員体制の充実への支援を図らねばならない。

2 放課後児童クラブにおける保育の質の向上

- 令和5年7月に、本県の放課後児童クラブの活動中に児童が死亡した事案を重く受け止め、プール活動等に関する実態調査を実施し、事故防止マニュアルや安全計画の早期策定を推進するなど、再発防止に全力で取り組んでいるところである。
- 加速化プランでは、放課後児童クラブの受け皿整備や常勤職員配置の改善が示されているが、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごすことができる質の高い保育を提供するためには、高い資質と能力を備えた放課後児童支援員等の人材確保の重要性が一層増している。
- 放課後児童クラブに通う子どもたちの安全を確保し、保育の質の向上を図る観点から、職員配置の改善や人材確保、更なる処遇改善につながる運営費の充実を図りたい。

3 「こども誰でも通園制度（仮称）」の円滑な導入

- 「こども誰でも通園制度（仮称）」は、人口減少地域における保育施設の新たな機能として期待されるが、定員に空きのある保育施設が多い地域もあれば、待機児童が解消されていない地域もある。
- 本県でも就学前児童数の動向や保育ニーズなどの実情が地域によって異なり、市町からは制度の導入に当たって戸惑いや不安の声、慎重な意見を聞いている。
- 制度の在り方については、検討会などで議論されているが、全国一律の制度とせず、導入時期、対象児童の年齢や保育時間など、それぞれの地域事情に応じて柔軟に対応できるよう、制度設計されたい。
- また、制度の導入により保育現場に新たな業務負担が生じ、現在の保育士等の配置基準で対応できない場合も想定されるため、制度運営に必要な人員等の確保に係る財政支援も必要である。
- 現在、新たな給付制度を想定され、議論されているところではあるが、各市町村や各施設が制度を導入しやすくなるよう、明確な財政支援制度の確立をお願いしたい。

こども家庭審議会

第2回 子ども・子育て支援等分科会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 職員配置基準の抜本的改善について

こどもが権利の主体であるという、こども大綱及びこどもの育ち指針の趣旨と幼保連携型認定こども園教育・保育要領が掲げる「子どもの最善の利益を守り、園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であること」を実現するためには現在の配置基準は十分とは言えない。ユニセフのイノチェンティ研究所レポートカード8（2008年12月発行）に記載されている、年長児の配置基準のベンチマーク（評価基準）は15対1となっている（Minimum staff-to-children ratio of 1:15 in pre-school education）ことを踏まえ、これに相当する配置を加算ではなく、配置基準上で定めて頂きたい。

2. 更なる財政措置による処遇改善について

総人口に対する生産年齢人口の割合は、1995年の69.8%から、2017年には60%を割り、2065年には51.4%になると予測されている。さらに総務省統計局の人口推計によれば、2019年1月1日現在の生産年齢人口の割合は59.6%で過去最低をマークし、急激な労働力不足が進んでいる。この先、他産業との働き手の奪い合いが加速していく中で現在の保育士等の処遇であれば、保育業界の人材確保は絶望的である。保育者はこどもの健やかな成長と命を守り、その保護者の就労と日常を守ることで社会的に大きな役割を果たしているエッセンシャルワーカーである。骨太2022でも記載されている「職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保される」よう、更なる財政措置による処遇改善を早急に実施して頂きたい。また、処遇改善制度にかかる事務負担が現場に大変重くのしかかっている。処遇改善制度の一元化、申請及び報告事務の簡素化、法人裁量の拡大等を図って頂きたい。

3. 「こども誰でも通園制度（仮称）」について

この制度の第一義的な目的と意義は「保護者の就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること」、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すると」であり、従前の主に保護者のレスパイトを目的とした法定13事業の一時預かり事業とは一線を画すものであることを改めて確認していただき、こどもが権利の主体であることをまんなかに据え「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」において制度設計策定をおこなっていただきたい。

以上